

質 問	回 答
<p><b>1. 建設工事及び設計・コンサルティング業務に関する入札・契約手続の運用状況等について</b></p> <p>本学施設部における建設工事及び設計・コンサルティング業務に関する契約方法の基準等を前回開催時点の基準等と比較して説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格が2億円以上6億円未満（一式工事）及び1億円以上6億円未満（一式工事以外）の工事の競争参加資格の要件である地域性の設定を平成25年度より「大阪府下」から「大阪府及び隣接する府県」に本店、支店、営業所があることと変更したが、その効果について伺いたい。</li> <li>・ 「工事希望型競争入札」が新規に記載されていますがどのような契約方法か説明してください。</li> <li>・ エレベーター工事における工事希望型競争入札は効果がありましたか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成25年度・26年度で大阪府に隣接した府県の業者と契約したのは平成25年度に2件、平成26年度は0件でした。25年度の2件は兵庫県と奈良県の業者がそれぞれ1社ずつ落札しております。このランクの業者の多くは府下に支店等をもっており、著しい変化はありませんが多少は効果があったと考えます。</li> <li>・ 本契約方式は平成26年12月19日付け文部科学省「26施企第31号」によりエレベーターの更新工事や単独工事に適用するよう指導がありました。それはエレベーターの更新時における入札参加業者が既設の業者しか応募してこないということが全国的に目立ち、競争性が無くなることにより契約額が割高になることを危惧されるためです。この制度はこれまでの公告で参加を呼び掛ける一般競争ではなく、本学で実績のある10社以上のエレベーター製造業者や設置業者にあらかじめ指名により参加を呼び掛け、複数の参加業者を確保し、競争性を持たせるといった契約方法です。</li> <li>・ 平成26年度の本学の場合、該当したエレベーター工事は1件しかありませんでしたが、本学に実績のある12社を指名し、参加を依頼しました。その結果4社から応札があり、効果はあったと考えられます。</li> </ul>

質 問	回 答
<p><b>2. 今回対象となる建設工事及び設計・コンサルティング業務について</b></p> <p>平成26年度に契約した建設工事及び設計コンサルティング業務契約を入札方式・契約方式ごとに件数、契約金額、落札率等の説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事）」の落札率が非常に高い気がするが何か原因は考えられますか。</li> </ul> <p><b>3. 指名停止等の措置状況について</b></p> <p>本学での指名停止の措置状況について説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指名停止が2件ありますが指名停止理由は昨年度と同じようなことですか。</li> </ul> <p><b>4. 審議対象建設工事及び設計・コンサルティング業務の抽出結果および抽出案件の審議について</b></p> <p>審議対象建設工事及び設計・コンサルティング業務の抽出結果について1件ずつ、審議を行った。</p> <p>（抽出案件の審議）</p> <p>■建設工事</p> <p>1) 一般競争方式：政府調達に関する協定適用対象工事</p> <p>●（吹田）工学S1棟改修その他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落札業者以外にもう1社応札しているが、入札金額の差額はどれくらいでしたか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確かに平成24年度や平成25年度の契約率より落札率が高くなっております。あくまで推測ですが人件費や資材の高騰が考えられます。東北の復興や東京オリンピックの競技場、インフラ建設がすすめられ関西の建設技術者が関東、東北圏に流出している現状では仕方がないかと思われれます。</li> <li>・指名停止措置を実施して案件は2件ともに低入札調査を実施中に積算漏れによる契約辞退です。昨年度と同様の理由です。</li> <li>・落札業者が約7億3千万円。もう1社が約7億9千万で、差額は約6千万円でした。</li> </ul>

<p>2) 一般競争方式：政府調達に関する協定適用対象工事を除く</p> <p>● (吹田) 工学A 1 2 棟 (1) 等改修その他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 位の業者は特別重点調査の結果、無効入札とはどういうことですか。</li> <li>・ どういう項目に引っかかったのですか。</li> <li>・ 特別重点調査の結果、入札が無効となった場合、業者は納得するのですか。</li> </ul> <p>● (吹田) 工学S 2 棟建具改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低入札の業者数が 1 2 社中 1 1 社もあった理由をお聞かせください。</li> </ul> <p>● (吹田他) 理工学図書館等ラーニングcommons改修電気設備工事</p> <p>3) 工事希望型競争入札方式</p> <p>● (箕面) 言語文化研究科研究講義棟A棟エレベーター整備工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本工事は特別重点調査の対象工事になっております。最も安価な入札をした業者が低入札の調査基準額を下回っておいりましたので直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の項目毎に特別重点調査の基準額と比較しましたところ一部項目が基準額を下回ったため、特別重点調査を実施することになりました。調査の結果、最終的に提出書類に不備があったため入札無効としました。</li> <li>・ 共通仮設費及び一般管理費の額が基準額を下回っておいりました。</li> <li>・ 本学では今までのところ特に大きなトラブルは起こっていません。</li> </ul> <p>● 本件のような建具のみの工事や空調等の設備工事ではこのような低入札が確認できます。これも推測ですが、建具専門業者が資材を仕入れる仕切値と本学が予定価格の参考にした資材の見積額との差が低入札という結果を生じさせていると思います。例えば取引の多い業者には安く卸したりしますし、生産ラインが遊んでいる時期、需要が少ない時期は安くなると思います。本工事はこの様な時期の工事ではないかと考えております。</p> <p>(特に質疑はなし)</p> <p>(特に質疑はなし)</p> <p>※契約方法等の説明時に質問に回答しているため。</p>
---	--

質 問	回 答
<p>4) 随意契約方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● (医) 基礎研究棟 L 階フリーザー室凍結保存システム改修工事</li> <li>・ 予定価格が 8 2 0 万円でも随意契約している理由を説明してください。</li> </ul> <p>■ 設計業務・コンサルティング業務</p> <p>1) 簡易公募型プロポーザル方式 (拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● (吹田) 福利会館新営その他設計業務</li> <li>・ 見積もり合わせの回数が 1 1 回になった理由をお聞かせください。</li> </ul> <p>2) 標準型プロポーザル方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● (吹田) 工学 S 1 棟改修設備設計業務</li> </ul> <p>3) 公募型見積もり合わせ方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 外来・中診棟等建築設備劣化診断調査業務</li> <li>・ 公募型見積り合わせの説明をしてください。</li> </ul> <p>4) 随意契約方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● (吹田) 世界適塾拠点施設新営設計業務</li> <li>・ 非常に高額でありながら随契となっている理由を説明してください。</li> </ul>	<p>(医学部附属病院の回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪大学契約規則上、予定価格が 1 0 0 0 万円未満の工事契約は随意契約によることができることになっています。また、システムの納入がこの業者が一手販売しているものであったため、この 1 社と見積もり合わせを行い、予定価格を下回った金額で随意契約を締結しました。</li> </ul> <p>・ 本設計業務には 1 1 社の応募参加があり、参加業者から提出された技術的な提案について外部委員を含めた設計コンサルタント選定委員会の審議を経て、評価の一番高い設計業者と見積り合わせにより随意契約の交渉を行います。本学の予定価格と相手方の見積額に差があってもその社が辞退しない限り交渉していくため回数が増えてしまいました。</p> <p>(特に質疑はなし)</p> <p>(医学部附属病院の回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学では予定価格が 5 0 0 万以上 1 0 0 0 万円未満の案件で競争の余地のある随意契約は公募型見積り合わせを実施する事になっております。この制度は一般競争と違い、大学のホームページ上に 7 日以上の期間公示し、参加表明した業者と見積り合せにより予定価格の範囲内で一番安い見積りをした業者と契約を締結するものです。</li> <li>・ 本設計業務は平成 2 5 年度にプロポーザル方式を実施し、契約に至りましたが、本学の事情により基本設計を終えた段階で契約を解除しました。平成 2 6 年度に再契約を締結することとなり、基本設計を行っている設計業者と随意契約により契約締結に至っております。</li> </ul>

質 問	回 答
<p>・審議対象案件ではありませんが、随意契約方式案件の医学部附属病院の改修工事は契約日が同一日か非常に近い日になっており、かつ、受注者が同一業者なのですが別々の工事となっているのはなぜですか。</p> <p><b>5. 低入札価格調査に係る特別重点調査の試行について</b></p> <p>低入札価格調査に係る特別重点調査の試行について説明を行った。</p> <p>・「低入札価格調査基準価格の算定方法」の割合（％）が変更されていますがどういう理由からでしょうか。</p> <p>・昨年度の議事概要にあります特別重点調査に係わる今後の検討について説明してください。</p>	<p>(医学部附属病院の回答)</p> <p>・本件については持ち帰り内容の再確認をおこなったうえ、回答させていただきます。</p> <p><i>(以下、後日、医学部附属病院からの回答)</i></p> <p>・契約日につきましては資料に誤りがあり、同一日での契約はありませんでした。</p> <p>・病棟の病室の改修については、入院患者の容態の変化により空き室にならないことがあり、工事の予定を入れることができないため、部屋ごとに契約する方法を採用しております。</p> <p>・平成25年5月24日付けの文部科学省からの通知（25文科施第87号）により変更しました。</p> <p>・特別重点調査に実施に関しましては、文科省の通達に従って行っているというところで、検討としましても基本的に文科省から措置される補助金に関しては特別重点調査を実施せざるをえないと思います。ただし、本学の資金をプラスして建てるような建物に関しては部内で協議のうえ、許される範囲内で実施しない工事であってもとは考えますが、実際に特別重点調査を適用しなかった工事は現在のところございません。</p>

※斜体箇所は今回追記箇所。

質 問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別重点調査を適用しないと大学の評価に影響しますか。</li>   <li>・「(吹田) 工学S 1 棟改修その他機械設備工事」について質問ですが入札金額の高い方が落札者となっているのはなぜですか。</li>   <li>・評価点が高かった主な理由はなんですか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おそらく影響するのではと思います。すべての大学が特別重点調査を全面実施しているとは思いませんが、いろいろな導入基準を作っていると聞いておりますので、原則は実施しようとしています。本学も監事が安くて施工できるなら特別重点調査を採用しないということになるかもしれませんが今のところそこまでは至っていません。</li>   <li>・本件は簡易型総合評価落札方式で入札を実施しております。落札業者の入札額は入札参加者の2番目の安価を入札しておりますが、本案件は総合評価落札方式なので、評価ポイントの差で1番安価の業者より評価値が高かったため落札となりました。</li>   <li>・入札参加業者から建物に対するアイデア等の提案書を提出してもらいそれを評価します。省エネや安全性の提案、独創性があるかなどで評価は高くなります。また、この評価は外部委員を含む総合評価審査委員会で審議を経ておりますので正当な評価だと考えております。</li> </ul>
<p><b>6. その他</b></p> <p>再苦情処理については申立てが無かった旨を報告</p> <p>談合の疑義事実案件の無かった旨の報告</p> <p>(次回の開催について)</p> <p>平成27年4月から平成28年3月までの案件を審議対象とし、平成28年の5月～6月頃に開催することについて了承いただいた。</p>	<p>(特に意見はなし)</p> <p>(特に意見はなし)</p>